

9 特殊健康診断 — 各論

労働安全衛生法の改正により、特殊健診の結果を事業主は本人に通知する義務があることになった (平成17年)

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
じん肺を起こすおそれのある作業 (粉じん作業) 1. じん肺法第3条, 第7条乃至第9条の2 2. 同法施行規則第4条乃至第8条	①粉じん作業についての職歴の調査 ②X線写真 (直接撮影による胸部全域) による調査	①胸部に関する臨床検査 ②肺機能検査 ③結核精密検査 ④肺結核以外の合併症に関する調査 (肺がんに関するらせんCT検査と喀痰細胞診まで)	就業時 定期管理1: 3年以内 管理2, 3: 1年以内 過去従事者管理2: 3年以内 管理3: 1年以内 定期外 安衛則による健診でじん肺の所見またはその疑いがあった時 離職時	7年 (じん肺法第17条 同法施行規則第22条 様式第3号)	有 (じん肺法第44条 同法施行規則第37条 様式第8号)
高圧室内業務または潜水業務 1. 法66条2項前段 2. 令22条1項1号 3. 高圧則38条	①既往歴および高気圧業務歴の調査 ②関節, 腰もしくは下肢の痛み, 耳鳴り等の自覚症状または他覚症状の有無の検査 ③四肢の運動機能の検査 ④鼓膜および聴力の検査 ⑤血圧の測定並びに尿中の糖および蛋白の有無の検査 ⑥肺活量の測定	医師が必要と認める検査 ①作業条件調査 ②肺換気機能検査 ③心電図検査 ④関節部のX線直接撮影による検査 備考: 病者の就業禁止 (第11条) 1. 減圧症その他高気圧による障害またはその後遺症 2. 肺結核その他呼吸器の結核または急性上気道感染, じん肺, 肺気腫その他呼吸系の疾病 3. 貧血症, 心臓弁膜症, 冠状動脈硬化症, 高血圧症その他血液または循環器系の疾病 4. 精神神経症, アルコール中毒, 神経痛その他精神神経系の疾病 5. メニエール病または中耳炎その他耳管狭窄を伴う耳の疾病 6. 関節炎, リウマチその他運動器の疾病 7. ぜん息, 肥満症, パセドウ病その他アレルギー性, 内分泌等物質代謝または栄養の疾病	雇入れ時 配置換時 6月以内毎	5年 高圧則39条	有 高圧則40条 様式第2号
X線その他の電離放射線にさらされる業務 (放射線業務) 1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第2号 3. 電離則第56条 (令別表第2) (2001年改正)	①被曝歴の有無の調査およびその評価 (被曝歴を有する者については, 作業場所, 内容および期間, 累積線量, 放射線障害の有無その他放射線による被曝に関する事項の調査) ②末梢血液中の白血球数および白血球百分率の検査 ③末梢血液中の赤血球数, 血色素量またはHt値の検査 ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	省略 1. 雇入れ・配置換時の健康診断では, 線源の種類等に応じ④を省略できる。 2. 定期健診では, 医師の判断で②~⑤までの全部または一部を省略できる。 3. 前年1年間および当年1年間の実効線量が5mSvを超えない者は, 医師が必要と認めた場合を除き, ②~⑤を実施する必要がない。	雇入れ時 配置換時 6月以内毎 項目④, ⑤は3月以内毎	30年 (電離則第57条) 様式第1号	有 (電離則第58条) 様式第2号
鉛等を取り扱う業務またはその蒸気, 粉じんを発生させる場所における業務 (鉛業務) 1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第4号 3. 鉛則第53条 (令別表第4) (1989年改正)	1. 業務の経歴の調査 2. ①鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の有無の調査 (別表) ②血液中の鉛の量の検査および尿中δ-アミノレブリン酸の量の検査の既往の検査結果の調査 3. 自覚症状または他覚症状の有無の検査 (別表) 4. 血液中の鉛の量の検査 5. 尿中のδ-アミノレブリン酸の量の検査 (医師が必要と認めた場合に行う検査項目) 1. 作業条件の調査 2. 貧血検査 (赤血球, 血色素量, Ht値, 網赤血球数等) 3. 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査 4. 神経内科学的検査 (筋力, 運動機能, 腱反射・感覚検査等) 別表 鉛による自覚症状または他覚症状 1. 食欲不振, 便秘, 腹部不快感, 腹部の痙攣等の消化器症状 2. 四肢の伸筋麻痺または知覚異常等の末梢神経症状 3. 関節痛 4. 筋肉痛 5. 蒼白 6. 易疲労感 7. 倦怠感 8. 睡眠障害 9. 焦燥感 10. その他	省略 1. 雇入れ・配置換時の健康診断では, 線源の種類等に応じ④を省略できる。 2. 定期健診では, 医師の判断で②~⑤までの全部または一部を省略できる。 3. 前年1年間および当年1年間の実効線量が5mSvを超えない者は, 医師が必要と認めた場合を除き, ②~⑤を実施する必要がない。	雇入れ時 配置換時 6月以内毎 但し, ・活字の文選, 植字または解版の業務 ・自然換気不十分な場所のハンダ付業務 ・鉛化合物含有の施釉またはその焼成の業務 ・鉛化合物含有の絵具を用いたの絵付けまたはその焼成の業務 ・以上の場所の清掃の業務は1年以内毎	5年 (鉛則第54条) 様式第2号	有 (鉛則第55条) 様式第3号



\*1 鉛健診の注意

<p>1. 血液または尿の採取時期は, 当該作業に従事している期間であれば任意の時期で差し支えない</p> <p>2. 血液または尿の保存方法について</p> <p>イ 血液中の鉛の量の検査のための血液の保存方法は, 容器を密閉して冷蔵保存する</p> <p>ロ 尿中のδ-アミノレブリン酸の量の検査のため採取した尿は, 可及的速やかに検査することが望ましい</p> <p>尿の保存は, 冷凍保存を原則とするが, 冷蔵保存する場合は, とくに尿の腐敗等による検査値への影響を考慮する</p> <p>ハ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査のための血液の保存方法は, 暗所で保存することとし, その場合冷凍保存を原則とするが, 冷蔵保存でもよい</p> <p>3. その他</p> <p>イ 血液中の鉛の量の検査の際は, 血液採取の器具や血液保存容器の材料である硝子, ゴム, 樹脂には鉛が含まれているものが多いので, これらの器具等からの鉛の溶出に注意すること</p> <p>ロ 尿中のδ-アミノレブリン酸の量の検査の際は, 尿の排泄量が極端に多いかまたは少ない尿を用いることは, 検査結果に影響を与えるので, 適切な水分摂取について指導することが必要である</p> <p>ハ 分布の区分は, 正常・異常の鑑別を目的としたものでない</p>	<p>4. 血中鉛と尿δ-アミノレブリン酸の検査の省略</p> <p>前回の健康診断でこれらの検査を受けた者で, 次に示す条件を全て満たす場合とするが, この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して, 総合的に行う</p> <p>なお, 省略可能とされた労働者がある場合は希望する場合は, その理由などを聴取した上で判断すること</p> <p>イ 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の鉛健診において, 異常と思われる所見が認められない</p> <p>ロ 「血液中の鉛の量の検査」並びに「尿中のδ-アミノレブリン酸の量の検査」については, 前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果, 明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること</p> <p>ハ 今回の当該健康診断において, 別表に掲げる自覚症状または他覚症状のすべてについて, その有無を検査し, その結果, 異常と思われる所見がない</p> <p>但し, これらの症状が, 鉛以外の要因によると判断される場合は, この限りではない</p> <p>ニ 作業環境の状態, 作業の状態等が変化がなく, かつその管理が適切に行われていると判断されること</p>
---	---

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
四アルキル鉛の製造, 混入, 取り扱いの業務またはそのガス, 蒸気を発生させる場所における業務 (四アルキル鉛等業務) 1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第5号 3. 四アルキル則第22条 (令別表第5)	①いらいら, 不眠, 悪夢, 食欲不振, 顔面蒼白, 倦怠感, 盗汗, 頭痛, 振戦, 四肢の腱反射亢進, 悪心, 嘔吐, 腹痛, 不安, 興奮, 記憶障害, その他の神経症状または精神症状の有無 ②血圧 ③血色素量または全血比重 ④好塩基点赤血球数または尿中のプロポルフィリンの程度	備考: 診断 (四アルキル鉛則第25条) 次の何れかに該当する者に対し, 遅滞なく医師に受診させること 診断結果, 異常なしの場合でもその後2週間は医師の観察必要 ①身体が四アルキル鉛等により汚染された者 ②四アルキル鉛等を飲みこんだ者 ③四アルキル鉛等または加鉛ガンソンの蒸気を多量に吸入した者 ④四アルキル鉛等業務に従事した者であって, 一次健診項目の①の症状が認められまたは症状を訴える者	雇入れ時 配置換時 3月以内毎	5年 (四アルキル則第23条) 様式第2号	有 (四アルキル則第23条) 様式第3号
屋内作業場等 (第3種有機溶剤等) にあつては, タンク等の内部に限る.) において有機溶剤を製造し, または取り扱う業務 (有機溶剤業務) 1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第6号 3. 有機則第29条 (令別表第6の2)	1. 業務の経歴の調査 2. ①有機溶剤による健康障害の既往歴の有無の調査 ②有機溶剤による自覚症状または他覚症状の既往歴の有無の調査 ③有機溶剤による4および6~8, 10~13に掲げる異常所見の既往の有無の調査 ④5の既往の検査結果の調査 3. 自覚症状または他覚症状の有無の検査 (別表1) 4. 尿中の蛋白の有無の検査 5. 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 (別表2, 3) 6. 貧血検査 (血色素量, 赤血球数) (別表2) 7. 肝機能検査 (AST, ALT, γ-GTP) 8. 眼底検査 (医師が必要と認めた場合に行う項目) 9. 作業条件の調査 10. 貧血検査 (上記の他, Ht値, 網赤血球等) 11. 肝機能検査 (上記の他, 総蛋白, ビリルビン, Al-P, LDH等) 12. 腎機能検査 (尿中の蛋白の有無の検査を除く) (蛋白量, 糖量, 比重, 沈渣等) 13. 神経内科学的検査 (筋力, 運動機能, 腱反射, 感覚検査等) 別表1 有機溶剤による自覚・他覚症状 1. 頭暈 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安感 12. 焦燥感 13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道または眼の刺激症状 16. 皮膚または粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21. 視力低下 22. その他	備考: 緊急診断 (有機則第30条の3) 労働者が有機溶剤により著しく汚染され, またはこれを多量に吸入したときは, 医師による診察または処置を受けさせること	同上	5年 (有機則第30条) 様式第3号	有 (有機則第30条の2) 様式第3号の2
1. オルト-ジクロロベンゼン 2. クロロベンゼン 3. クロロホルム 4. 四塩化炭素 5. 1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) 6. 1,2-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン) 7. 1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) 8. 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物					

9 特殊健康診断 — 各論 (つづき1)

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務	
有機溶剤	2 (1)キシレン (2)前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	別表2 指定の有機溶剤 有機溶剤の種類 5代謝物 6貧血 7肝機能 8眼底 キシレン、ステレン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	5年 (有機則第30条) 様式第3号	有 (有機則第30条の2) 様式第3号の2	
	3 (1)酢酸メチル (2)メタノール (3)前二号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物	N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン				
	4 (1)N,N-ジメチルホルムアミド (2)前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	エチレンジクロロホルム、エチレンジクロロエチレン、エチレンジクロロモノエチルエーテル、エチレンジクロロモノエチルエーテルアセテート、エチレンジクロロモノエチルエーテル、エチレンジクロロモノエチルエーテル、エチレンジクロロモノエチルエーテル、エチレンジクロロモノエチルエーテル				
	5 (1)トリクロロエチレン (2)テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン) (3)前二号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物	オルト-ジクロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン				
	6 (1)トルエン (2)前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	別表3 代謝物の検査 有機溶剤の種類 検査内容 キシレン 尿中のメチル馬尿酸 N,N-ジメチルホルムアミド 尿中のN-メチルホルムアミド ステレン 尿中のマンデル酸 テトラクロロエチレン 尿中のトリクロロ酢酸または総三塩化物 1,1,1-トリクロロエタン 尿中のトリクロロ酢酸または総三塩化物 トリクロロエチレン 尿中のトリクロロ酢酸または総三塩化物 トルエン 尿中の馬尿酸 ノルマルヘキサン 尿中の2,5-ヘキサンジオン				
	7 (1)二硫化炭素 (2)前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物					
	8 (1)ノルマルヘキサン (2)前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物					
			有機溶剤の尿中代謝物測定省略 有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定に基づき、医師が必要でない認め、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査の実施が省略できる場合は、次に示す場合とするが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものであること なお、省略可能とされた労働者がある場合は、その理由等を聴取した上で判断すること (1)尿中の馬尿酸の量の検査以外の検査について 次に示す条件をすべて満たす場合とする イ 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと ロ 「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること ハ 今回の当該健康診断において、別表1(p.115)に掲げる自覚症状または他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと 但し、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りではない ニ 作業環境の状態および作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること (2)尿中の馬尿酸の量の検査について 上記(1)のイからロの条件をすべて満たす場合または次に示す条件をすべて満たす場合のいずれかとする イ 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと ロ 今回の当該健康診断において、別表1に掲げる自覚症状または他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと 但し、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りでない ハ 前回の作業環境測定を起点とする連続過去3回の作業環境測定の結果の評価がすべて第1管理区分であること ニ 作業環境の状態および作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること			

\*2 有機溶剤健診の注意

(1) 尿の採取時期について 尿の採取時期は、尿中の有機溶剤の代謝物の濃度が最も高値を示す時期とする 作業日が連続している場合においては、連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時(注)に行うことが望ましいが、有機則別表中、尿中のメチル馬尿酸の量の検査、尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査、尿中のマンデル酸の量の検査、尿中の馬尿酸の量の検査並びに尿中の2,5-ヘキサンジオンの量の検査のための尿の採取時期については、連続した作業日の最初の日の除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えない 注)「連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時」とは、例えば、月曜日から金曜日まで連日作業の場合は、月曜日の当該作業終了時をいう また、「作業終了時」とは、例えば9~17時までの当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、17時頃をいい、この場合の尿の採取方法は、15時前後に排尿した後、17時頃に尿を採取する	尿の腐敗等による検査値への影響を考慮する
(2) 尿の保存方法について 採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましい 尿の保存は、冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、特に	(3) その他 イ 尿の排泄量が極端に多いかまたは少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要である ロ 飲酒は、検査結果に影響を与えるので、尿の採取前日から採取までの間は飲酒を控えるよう、あらかじめ労働者に対し、その旨指導することが必要である ハ テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレンに係る有機溶剤等に係る尿中代謝物の検査については、検査すべき尿中代謝物が同一であるので、これらの有機溶剤等を2以上使用している場合、有機溶剤の種類と作業環境空气中濃度を考慮のうえ検査結果を評価することが必要である ニ 尿中の馬尿酸の量は、いちご、すもも等の果実摂取や安息香酸を含有する清涼飲料水等の摂取によっても変動することがあるので、検査の際には、これらの摂取状況を確認する なお、摂取したことが明らかである場合には、別に適切な日を選んで実施することが望ましい ホ 分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものでない

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務	
特定化学物質	1 次の物を製造し、または取り扱う業務 △ベンジジンおよびその塩 △β-ナフチルアミンおよびその塩 ③ジクロロベンジジンおよびその塩 ④α-ナフチルアミンおよびその塩 ⑤オルト-トリジンおよびその塩 ⑥ジアニジンおよびその塩 ⑦パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン ⑧マゼンタ ⑨前号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	①業務の経歴の調査 ②血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④尿沈渣検査(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコロ法による細胞診)の検査	1, 2, 4, 7, 9の物質に係る業務 ①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査または腎盂造影検査 ----- 3, 5, 6, 8, 9の物質に係る業務 ①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	△, △は5年 ③~⑧は30年 (特化則第40条第1項第2項) 様式第2号	有 (特化則第41条) 様式第3号
	△ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務	①業務の経歴の調査 ②ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④当該業務に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なX線撮影による検査、喀痰の細胞診または気管支鏡検査	同上	5年 (特化則第40条第1項) 様式第2号	有 (特化則第41条) 様式第3号
	3 塩素化ビフェニル(別名PCB、これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務	①業務の経歴の調査 ②塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 ③食欲不振、脱力感等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④毛嚢性疣瘻、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査 ⑤尿中のウロビリノーゲンの検査	①作業条件の調査 ②全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 ③白血球数の検査 ④肝機能検査	同上	同上	同上

注) △: 製造等禁止物質(法第55条, 令第16条)  
○: 特別管理物質(特化則第38条の3, 4)  
以下同様

9 特殊健康診断 — 各論 (つづき2)

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
④ ベリリウムおよびその化合物(これをその重量の1% (合金にあっては3%)を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項以下過去製造、取扱い関係 4. 法第66条第2項後段 5. 令第22条第2項 6. 特化則第39条第2項	①業務の経歴の調査 ②ベリリウムまたはその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査 ③乾性せき、たん、咽頭痛、のどのイライラ、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 ⑤肺活量の測定  胸部X線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②胸部理学的検査 ③肺換気機能検査 ④医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中もしくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼布試験またはHt値の測定	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	30年 (特化則第40条第2項 様式第2号)	有 (特化則第41条) 様式第3号
④-2 ベンゾトリクロライド(これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務 (④ベリリウムと同じ)	①業務の経歴の調査 ②ベンゾトリクロライドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、胸痛、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状および他覚症状の有無の検査 ④ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査 ⑤令第23条第9号の業務に3年以上従事した経験を有する場合は胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、特殊なX線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のX線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む)、リンパ腺の病理組織学的検査または皮膚の病理組織学的検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	同上	同上
5 アクリルアミド(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項	①業務の経歴の調査 ②アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	①作業条件の調査 ②末梢神経に関する神経医学的検査	同上	5年 (特化則第40条第1項 様式第2号)	同上
6 アクリロニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	①作業条件の調査 ②血漿コリンエステラーゼ活性値の測定 ③肝機能検査	同上	同上	同上

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
7 アルキル水銀化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇または四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③頭重、頭痛、口唇または四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	①作業条件の調査 ②血液中および尿中の水銀の量の測定 ③視野狭窄の有無の検査 ④聴力の検査 ⑤知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 ⑥神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査または脳波検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	5年 (特化則第40条第1項 様式第2号)	有 (特化則第41条) 様式第3号
⑧ エチレンイミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	①作業条件の調査 ②骨髄性細胞の算定 ③医師が必要と認める場合は、胸部のX線直接撮影もしくは特殊なX線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査または腎機能検査	同上	30年 (特化則第40条第2項 様式第2号)	同上
⑨ 塩化ビニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項以下過去製造、取扱い関係 4. 法第66条第2項後段 5. 令第22条第2項 6. 特化則第39条第2項	①業務の経歴の調査 ②塩化ビニルによる全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、疼痛または知覚異常等の他覚症状または自覚症状の既往歴および肝疾患の既往歴の有無の検査 ③頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛または知覚異常等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④肝または脾の腫大の有無の検査 ⑤血清ビリルビン、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査 ⑥当該業務に10年以上従事した経験を有する場合は、胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②肝または脾の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマグルトミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)およびクンケル反応(ZTT)の検査 ③医師が必要と認める場合は、シアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なX線撮影による検査、肝もしくは脾のシンチグラムによる検査または中枢神経系の神経医学的検査	同上	同上	同上
⑩ 塩素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項	①業務の経歴の調査 ②塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状または自覚症状の有無の検査	①作業条件の調査 ②胸部理学的検査または胸部のX線直接撮影による検査 ③呼吸器に係る他覚症状または自覚症状がある場合は、肺換気機能検査	同上	同上	同上

9 特殊健康診断 — 各論 (つづき3)

業 務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
⑪ オーラミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  (⑨塩化ビニルと同じ)	①業務の経歴の調査 ②血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は尿沈渣のパパニコフ法による細胞診)の検査 ⑤尿中のウロビリノーゲンの検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査または肝機能検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	〔⑨塩化ビニルと同じ〕	〔⑨塩化ビニルと同じ〕
⑫ オルト-フタロジニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  〔1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項〕	①業務の経歴の調査 ②てんかん様発作の既往歴の有無の検査 ③頭重、頭痛、物忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振戦等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④尿中のウロビリノーゲンの検査	①作業条件の調査 ②全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 ③てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 ④胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査または尿中のフタル酸の量の測定	同 上	5年 〔特化則第40条第1項 様式第2号〕	有 (特化則第41条) 様式第3号
⑬ カドミウム*3またはその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  (同 上)	①業務の経歴の調査 ②カドミウムまたはその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、のどのイライラ、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛または下痢、体重減少等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④門歯または犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 ⑤尿中の蛋白の有無の検査	①作業条件の調査 ②尿中のカドミウムの量の測定 ③呼吸器に係る他覚症状または自覚症状がある場合は、胸部理学的検査および肺換気機能検査 ④尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定および腎機能の検査	同 上	同 上	同 上

\*3 カドミウムの管理区分

管 理 A	管 理 B	管 理 C
臨床所見および検査の結果、カドミウムによる明らかな異常を認めない場合	二次健診の結果、管理Cに該当しないがカドミウムによるかまたはカドミウムによる疑いのある異常所見がある場合	相当量のカドミウムを吸入し、または摂取したと認められ、かつ次の各号の1に該当する場合 1. 自覚症状がいくつかあり、かつ尿中のカドミウムの排泄量の増加がみられる場合であって、次の各号の1に該当する場合 (1) 尿中低分子蛋白の著明な増加がある (2) 明らかな腎機能障害がある (3) 著しい呼吸機能障害がある (4) 腎性糖尿がある 2. 前号には該当しないが、明らかな自他覚症状があり、それらすべてがカドミウムによるものであると認められる場合

業 務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
⑭ クロム酸等を製造し、または取り扱う業務  〔1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項 以下製造するまたは鉱石から製造する事業場における過去取扱関係 4. 法第66条第2項後段 5. 令第22条第2項 6. 特化則第39条第2項〕	①業務の経歴の調査 ②クロム酸もしくは重クロム酸またはこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、胸痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の検査 ⑤皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査 ⑥令第23条第4号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、X線直接撮影もしくはX線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査または皮膚の病理学的検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	30年 〔特化則第40条第2項 様式第2号〕	有 (特化則第41条) 様式第3号
⑮ クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  〔1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項 以下過去製造、取扱関係 4. 法第66条第2項後段 5. 令第22条第2項 6. 特化則第39条第2項〕	①業務の経歴の調査 ②クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なX線撮影による検査、喀痰の細胞診または気管支鏡検査	同 上	同 上	同 上
⑯ 五酸化バナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  〔1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項〕	①業務の経歴の調査 ②五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④肺活量の測定 ⑤血圧の測定	①作業条件の調査 ②視力の検査 ③胸部理学的検査または胸部のX線直接撮影による検査 ④医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロールもしくは血清トリグリセリドの測定または尿中のバナジウムの量の測定	同 上	5年 〔特化則第40条第1項 様式第2号〕	同 上

9 特殊健康診断 — 各論 (つづき4)

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
⑰ コaltarル (これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  〔⑮クロロメチルメチルエーテルと同じ〕	①業務の経歴の調査 ②コaltarルによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査 ③食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査 ⑤令第23条第6号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、胸部のX線直接撮影もしくは特殊なX線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査または皮膚の病理学的検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	30年 (特化則第40条第2項) 様式第2号	有 (特化則第41条) 様式第3号
⑱ 三酸化ヒ素 (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  〔⑮クロロメチルメチルエーテルと同じ〕	①業務の経歴の調査 ②三酸化ヒ素による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 ⑤皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の検査 ⑥尿中のウロビリノーゲンの検査 ⑦令第23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、胸部のX線直接撮影もしくは特殊なX線撮影による検査、毛髪もしくは尿中のヒ素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査または皮膚の病理学的検査	同上	同上	同上
⑲ 次の物を製造し、または取り扱う業務 1. シアン化カリウム 2. シアン化水素 3. シアン化ナトリウム 4. 第1号または第3号に掲げる物をその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物 5. 第2号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物  〔1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項〕	①業務の経歴の調査 ②作業条件の調査 ③シアン化カリウム、シアン化水素またはシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ④頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ⑤尿中のウロビリノーゲンの検査		同上	5年 (特化則第40条第1項) 様式第2号	同上

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
⑳ 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  〔1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項 以下過去製造、取扱関係 4. 法第66条第2項後段 5. 令第22条第2項 6. 特化則第39条第2項〕	①業務の経歴の調査 ②3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状の既往歴の有無の検査 ③上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④肝機能検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、胸部のX線直接撮影もしくは特殊なX線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査または腎機能検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	30年 (特化則第40条第2項) 様式第2号	有 (特化則第41条) 様式第3号
21 臭化メチル*4 (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  〔19. シアン化カリウムと同じ〕	①業務の経歴の調査 ②臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚所見の有無の検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査および視野の検査または脳波検査	同上	5年 (特化則第40条第1項) 様式第2号	同上
22 水銀またはその無機化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務 (p.177参照)	①業務の経歴の調査 ②水銀またはその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④尿中の潜血および蛋白の有無の検査	①作業条件の調査 ②神経学的検査 ③尿中の水銀の量の測定および尿沈渣検査の検査	同上	同上	同上

\*4 臭化メチルの管理区分

管理 A	管理 B	管理 C
次の各号のすべてを満たした場合 1. 自覚症状がない 2. 歩行失調、発語異常、手指振戦、間代性けいれんおよびてんかん様発作がない 3. 皮膚に障害がない	1. 一次健診項目の1以上について、管理Aに掲げる基準をすべて満たしていないが、医師の総合判定において、二次健診を必要としないと認められる場合 2. 二次健診の結果、管理Cに該当しない	二次健診の結果次の各号の1に該当する場合 1. 視覚障害、歩行障害、運動失調、発語障害または精神障害がある 2. 皮膚障害が著しい

9 特殊健康診断 — 各論 (つづき5)

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
23 トリレンジイソシアネート(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②トリレンジイソシアネートによる頭痛、頭痛、目の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭違和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻または咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③頭痛、頭痛、目の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭違和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼・鼻または咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状または自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のX線直接撮影による検査または閉塞性呼吸機能検査 ③医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査またはアレルギー反応の検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	5年 (特化則第40条第1項 様式第2号)	有 (特化則第41条 様式第3号)
⑳ ニッケルカルボニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項 以下過去製造、取扱関係 4. 法第66条第2項後段 5. 令第22条第2項 6. 特化則第39条第2項	①業務の経歴の調査 ②ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ----- 胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②肺換気機能検査 ③胸部理学的検査 ④医師が必要と認める場合は、尿中または血液中のニッケルの量の測定	同上	30年 (特化則第40条第2項 様式第2号)	同上
25 ニトログリコール(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項	①業務の経歴の調査 ②ニトログリコールによる頭痛、胸部違和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③頭痛、頭痛、肩こり、胸部違和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④血圧の測定 ⑤全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査	①作業条件の調査 ②尿中または血液中のニトログリコールの量の測定 ③全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、Ht値の測定、赤血球数の検査および血色素の測定のうち2項目 ④尿中のウロビリノーゲンおよび蛋白の有無の検査 ⑤心電図検査 ⑥医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く)、肝機能検査または循環機能検査	●雇入れ時 ●配置替時 ●6月以内毎	5年 (特化則第40条第1項 様式第2号)	同上

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
26 パラ-ニトロクロロベンゼン(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②パラ-ニトロクロロベンゼンによる頭痛、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③頭痛、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④尿中のウロビリノーゲンの検査	①作業条件の調査 ②全血比重、赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 ③尿中の潜血検査 ④肝機能検査 ⑤神経医学的検査 ⑥医師が必要と認める場合は、尿中のアニリンもしくはパラアミノフェノールの量の測定または血液中のニトロソアミンおよびヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	5年 (特化則第40条第1項 様式第2号)	有 (特化則第41条 様式第3号)
27 フッ化水素(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項	①業務の経歴の調査 ②フッ化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③眼、鼻または口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無 ⑤尿中のウロビリノーゲンの検査	①作業条件の調査 ②胸部理学的検査または胸部のX線直接撮影による検査 ③全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 ④医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のX線撮影による検査、肝機能検査、尿中のフッ素の量の測定または血液中の酸性ホスファターゼもしくはカルシウム量の測定	同上	同上	同上
㉑ β-プロピオラクトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項 以下過去製造、取扱関係 4. 法第66条第2項後段 5. 令第22条第2項 6. 特化則第39条第2項	①業務の経歴の調査 ②β-プロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 ⑤胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なX線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査または皮膚の病理学的検査	同上	30年 (特化則第40条第2項 様式第2号)	同上
㉒ ベンゼン*5(これをその容量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②ベンゼンによる頭痛、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③頭痛、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 ⑤白血球数の検査	①作業条件の調査 ②血液像その他の血液に関する精密検査 ③神経医学的検査	同上	同上	同上

9 特殊健康診断 — 各論 (つづき6)

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告業務
30 ベンタクロルフェノール (別名PCP) またはそのナトリウム塩 (これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む) を製造し、または取り扱う業務  〔1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項〕	①業務の経歴の調査 ②ベンタクロルフェノールまたはそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのイライラ、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、目の痛み、皮膚掻痒感等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③せき、たん、咽頭痛、のどのイライラ、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、目の痛み、皮膚掻痒感等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 ⑤血圧の測定 ⑥尿中の糖の有無およびウロビリノーゲンの検査	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状または自覚症状がある場合は、胸部理学的検査および胸部のX線直接撮影による検査 ③肝機能検査 ④白血球数の検査 ⑤医師が必要と認める場合は、尿中のベンタクロルフェノールの量の測定	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	5年 (特化則第40条第2項) 様式第2号	有 (特化則第41条) 様式第3号
31 マンガンの化合物 (これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む) を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②マンガンの化合物によるせき、たん、仮面様顔ばう、齧齦、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ③せき、たん、仮面様顔ばう、齧齦、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ④握力の測定	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状または自覚症状がある場合は、胸部理学的検査および胸部のX線直接撮影による検査 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査 ④医師が必要と認める場合は、尿中または血液中的マンガンの量の測定	同上	同上	同上

\*5 ベンゼンの健康管理区分

管理 A	管理 B	管理 C
次の各号のすべてを満たした場合 1. 赤血球数が男450万個/1mm <sup>3</sup> 、女400万個/1mm <sup>3</sup> 以上のものが全血比重が男1.055、女1.052以上のもの 2. 尿中のウロビリノーゲンが陰性のもの 3. 尿中の蛋白が陰性のもの 4. 自他覚症状に異常のないもの	1. 一次健診項目の1以上について、管理Aに掲げた基準を満たないと認めるが、医師の総合判定において二次健診を必要と認められるもの 2. 二次健診の結果、管理Cに該当しないもの	二次健診の結果、次の各号の1に該当するもの 1. 赤血球数が常時男400万個/1mm <sup>3</sup> 、女350万個/1mm <sup>3</sup> 未満であるか、全血比重が男1.052、女1.049未満のもの 2. 白血球数が常時4,000個/1mm <sup>3</sup> 未満のもの 3. 鼻出血、歯肉出血その他の皮膚および粘膜における出血傾向があつて著しく血小板が減少しているもの 4. ベンゼン等の作用により著しい精神神経症状を起し、療養を要するものと医学上認められるもの 5. 濃厚なベンゼン等の蒸気を吸収して、意識障害、歩行障害その他急性中毒症状を起したものの 6. ベンゼン等に起因する白血病に罹患したことが明らかなもの

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告業務
32 ヨウ化メチル (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む) を製造し、または取り扱う業務  〔1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項〕	①業務の経歴の調査 ②ヨウ化メチルによる頭痛、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③頭痛、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査または神経医学的検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	5年 (特化則第40条第1項) 様式第2号	有 (特化則第41条) 様式第3号
33 硫化水素 (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む) を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜および角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状または自覚症状の有無の検査	①作業条件の調査 ②胸部理学的検査または胸部のX線直接撮影による検査	同上	同上	同上
34 硫酸ジメチル (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む) を製造し、または取り扱う業務  (同上)	①業務の経歴の調査 ②硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③せき、たん、嗝声、流涎、結膜および角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 ⑤尿中の蛋白の有無およびウロビリノーゲンの検査	①作業条件の調査 ②胸部理学的検査または胸部のX線直接撮影による検査 ③医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査または肺換気機能検査	同上	同上	同上

\*6 マンガンの健康管理区分

管理 A	管理 B	管理 C
次の各号のすべてを満たした場合 1. 自覚症状がない 2. 手指振戦、突進症、細字症、筋強剛、強迫泣き、強迫笑いおよびマスク様顔ばうがない 3. ロンベルグ試験が異常でない 4. 握力が低下していない	1. 一次健診項目の1以上について、管理Aに掲げる基準をすべて満たしていないが、医師の総合判定において二次健診を必要としないと認められる場合 2. 二次健診の結果、管理Cに該当しないと認められる場合	二次健診の結果、次の各号の1に該当するもの 1. パーキンソン症候群が認められる 2. 発汗異常、睡眠障害、記憶障害、性欲減退または性的不能等のマンガンの中毒を疑わしめる症状が持続しているものであって、握力の低下、基礎代謝亢進、書字拙劣化、細字症のいずれかが認められる

9 特殊健康診断 — 各論 (つづき7)

業務 (関係法令)	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告業務
△ 次の物を試験研究するために製造し、または使用する業務 1. 四-アミノジフェニル及びその塩 2. 四-ニトロジフェニル及びその塩 3. 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 (1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 特化則第39条第1項)	①業務の経歴の調査 ②血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④尿沈渣検査(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のバネコロウ法による細胞診)の検査	①作業条件の調査 ②医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査または腎盂造影検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●6月以内毎	5年 (特化則第40条第1項)	有 (特化則第41条) 様式第3号
◎ 石綿(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務 (1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第3号 3. 石綿障害予防規則(平17年7月1日より施行)以下過去製造、取扱い関係 4. 法第66条第2項後段 5. 令第22条第2項 6. 石綿障害予防規則(平17年7月1日より施行))	①業務の経歴の調査 ②石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 ③せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査 ④胸部のX線直接撮影による検査	①作業条件の調査 ②胸部のX線直接撮影による検査の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く)がある場合、医師が必要と認めるときは、特殊なX線撮影による検査、喀痰の細胞診または気管支鏡検査	同上	30年 (石綿障害予防規則(平17年7月1日より施行) 様式第2号 保存期間の基点は作業または健康診断の実施毎)	石綿障害 予防規則 (平17年7月1日 日より施行)

10 行政指導に基づく健康診断

対象業務	関係通達	一次健康診断	二次健康診断	健康診断時期
紫外線、赤外線にさらされる業務	基発第308号 (31.5.18)	眼の障害		●雇入れ時 ●配置換時 ●定期(6月以内毎)
強烈な騒音を発する場所における業務	同上	①聴力の異常(オーディオメトリーによる) ②聴力の自覚障害		同上
マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る)を取り扱う業務、またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	同上	①四肢特に指の振戦、小指症、突進症等 ②握力、背筋力の障害		同上
黄リンを取り扱う業務またはリンの化合物のガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	同上	顎骨の変化		同上
有機リン剤を取り扱う業務またはガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	同上	①血清コリンエステラーゼ活性値 ②多汗、縮瞳、眼瞼および顔面の筋線維性萎縮		同上
亜硫酸ガスを発生する場所における業務	同上	①歯牙の変化 ②消化器系の障害		同上
二硫化炭素を取り扱う業務またはそのガスを発生する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く)	同上	①頭重、頭痛、不眠、めまい、焦そう感、下肢の倦怠またはしびれ感、食欲不振等の異常症状、眼のいたみ、神経痛等の自覚症状の有無 ②ロンベルグ徴候、足クローヌスまたは手指の振戦の有無 ③全血比重、血色素量Ht値または赤血球数 ④尿中のウロビリノーゲン、蛋白および糖の有無	①点状角膜炎の有無(眼の症状を訴えた者に限る) ②糖尿病性初期網膜症に酷似した眼底の微細動脈瘤または点状出血の検査 ③尿沈渣もしくは濃縮試験またはPSP試験による腎機能検査(尿中蛋白陽性者に限る) ④上記の他、必要に応じ、労災認定基準に掲げる検査	同上
ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務またはそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	同上	①血液比重 ②尿中ウロビリノーゲン、コプロポルフィリンおよび糖 ③チアノーゼ		同上
脂肪族の塩化または臭化炭化水素(有機溶剤として法規に規定されているものを除く)を取り扱う業務、またはそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	同上	頭痛、めまい、階段が昇りにくい、手のしびれ、眼がかすむ、複視、物忘れ、悪心、嘔吐、歩行失調、発語異常、手指の振戦、間代性けいれん、てんかん様発作、皮膚の変化等の自覚症状の有無	①職歴調査 ②視覚視野検査、運動神経検査、精神障害検査等の精神神経症状の検査 ③その他医師の必要と認める検査	同上
ヒ素またはその化合物(三酸化ヒ素を除く)を取り扱う業務、またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	基発第359号 (34.5.18)	①鼻炎、鼻潰瘍、鼻中隔穿孔等 ②皮膚の障害 ③血液比重 ④尿中のウロビリノーゲン		同上
フェニル水銀化合物を取り扱う業務、またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	基発第518号 (40.5.12)	①口内炎、手指の振戦、不眠、頭重、精神不安定感 ②皮膚の変化 ③体重測定 ④尿中蛋白	①職歴調査 ②尿中の水銀量検査 ③腎機能検査 ④神経精神医学的検査	同上

10 行政指導に基づく健康診断 (つづき1)

対象業務	関係通達	一次健康診断	二次健康診断	健康診断時期
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基またはエチル基であるものを除く)を取り扱う業務、またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	基発第518号 (40.5.12)	①口唇、四肢部の知覚異常、頭重、頭痛、関節痛、睡眠異常、抑うつ感、不安感、歩行失調 ②皮膚の変化 ③体重測定	①職歴調査 ②尿中の水銀量検査 ③視野の検査 ④聴力の検査 ⑤神経精神医学的検査 ⑥筋電図および脳波検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●定期(6月以内毎)
クロルナフタリンを取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	同上	①顔面、耳朧、頸部、胸部、背部等のクロルアクネの有無 ②尿中ウロビリノーゲン	①職歴調査 ②血液中のクロル量検査 ③肝機能検査	同上
ヨウ素を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	同上	①流涙、眼痛、結膜充血、咳嗽、鼻汁過多、咽頭痛、鼻炎、めまい ②皮膚の変化 ③心悸亢進、甲状腺肥大、眼球突出、手指の振戦、発汗、体重減少、神経系の一時的興奮等バセドウ病様所見の有無	①職歴調査 ②甲状腺機能検査	同上
米杉、ネズコ、リョウブまたはラワンの粉じん等を発生する場所における業務	基発第2号 (45.1.7)	①咽頭痛、咽頭部違和感、咳嗽、喀痰、喘鳴、息切れ、夜間における呼吸困難等の自覚症状の有無 ②前回の健康診断または診察以後における気管支ぜん息様発作の発生状況についての間診視診 ③眼、鼻、咽喉の粘膜のアレルギー性炎症等についての検査 ④胸部の理学的検査 ⑤接触性皮膚炎、湿疹による皮膚の変化	職歴および作業調査の他に次の各号について医師が必要と認めた項目 ①胸部X線直接撮影 ②肺換気機能検査 ③喀痰および血液中の好酸球数の検査 ④木材エキスによる皮内反応検査	●雇入れ時 ●就業時 ●定期 ●随時
超音波溶着機を取り扱う業務	基発第326号 (46.4.17)	①不快感、頭痛、耳鳴、耳内痛、吐き気、めまい等の自覚症状の有無 ②思考障害、自律神経症状等の精神神経症状の有無 ③手指等の皮膚の障害の有無 ④聴力		同上
メチレンジフェニルイソシアネート(MDI)を取り扱う業務またはこのガスもしくは蒸気を発生する場所における業務	基発第518号 (40.5.12)	①頭重、頭痛、眼痛、鼻痛、咽頭痛、咽頭部違和感、咳嗽、喀痰、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠、体重減少、眼・鼻・咽喉の粘膜の炎症 ②皮膚の変化 ③胸部理学的検査	①職歴調査 ②現症に関する問診、視診 ③胸部理学的検査 ④狭窄性換気機能検査 ⑤他の胸部慢性疾患が疑わしい場合は胸部X線直接撮影 ⑥その他医師の必要と認める(肝機能、腎機能等)検査	●雇入れ時 ●配置換時 ●定期(6月以内毎)
フェザーミル等飼料製造工程における業務	基発第360号 (45.5.8)	作業中または作業終了後、激しい頭痛、眼痛およびせき並びに皮膚の炎症等の症状を呈した場合には、直ちに医師の診断および処置を受けさせること		●随時

対象業務	関係通達	一次健康診断	二次健康診断	健康診断時期
クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務	基発第889号 (45.12.12)	関係労働者に皮膚障害がみられた場合には、すみやかに医師の診断および処置を受けさせること		●随時
都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)	基発第1598号 (40.12.8)	①就業前・定期健診 都市ガス配管工事に労働者を新たに就業させる場合には、就業前に健康診断を実施させるように指導すること なお、定期健診の際には、特に物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい、視野狭窄、その他の神経症状等一酸化炭素中毒を疑わしめる症状の有無および程度についても診断させるよう指導すること ②随時診断 物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい等の症状を訴える労働者については、職業歴、既往中毒歴等を明らかにした文書を添え、労災病院または一酸化炭素中毒に関して経験のある医師による診断を受けさせるよう指導すること ③緊急時の措置(急性中毒者の措置) 急性中毒にかかった者はすみやかに医師の診断を受けさせるよう指導すること		●就業前 ●定期 ●随時
地下駐車場における業務(排気ガス)	基発第223号 (46.3.18)	作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、吐き気等の症状を訴える者については、すみやかに医師による診断を受けさせること この場合、医師に作業環境の実態および本人の職業歴、既往症等をできる限り詳細に伝えること		●定期健診時
引金付工具取扱い業務	基発第94号 (50.2.19)	1. 業務歴、既往歴等の調査 2. 問診 肩こり、背痛、腕痛、頸部の張り、手のしびれ、手指の痛み、こわばり、腫れおよびしこり、手の脱力感、指の弾発現象等の継続する自覚症状の有無 3. 視診、触診 (1) 脊柱の変形と可動性の異常の有無、棘突起の圧痛、叩打痛の有無 (2) 指、手、腕の運動機能の異常および運動痛の有無 (3) 指の弾発現象、軋音の有無 (4) 筋、腱、関節(頸、肩、背、手、指等)の圧痛、硬結及び腫脹の有無 (5) 腕神経叢の圧痛および上肢末梢循環障害の有無 (6) 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無 4. 握力の測定 5. 視機能検査		●雇入れ時 ●配置換時 ●6カ月

10 行政指導に基づく健康診断 (つづき2)

対象業務	関係通達	一次健康診断	二次健康診断	健康診断時期
振動工具取扱い業務	基発第609号 (50.10.20)	1. 職歴調査 2. 自覚症状調査 3. 視診, 触診 爪の変化, 指の変形, 皮膚の異常, 骨・関節の変形・異常, 上肢の運動機能の異常および運動痛, 腱反射の異常, 筋萎縮, 筋・神経叢の圧痛, 触角の異常等 4. 運動機能検査 (1) 握力(最大握力, 瞬発握力) (2) 維持握力(5回法) 5. 血圧(最高血圧および最低血圧) 6. 末梢循環機能検査 (1) 手指の皮膚温 (2) 爪圧迫 7. 末梢神経機能検査(感覚検査) (1) 痛覚 (2) 指先の振動覚	1. 末梢循環機能検査(常温および冷却負荷) (1) 手指の皮膚温 (2) 爪圧迫 2. 末梢神経機能検査(感覚検査)(常温および冷却負荷) (1) 痛覚 (2) 指先の振動覚 3. 運動機能検査 (1) 維持握力(60%法) (2) つまみ力 (3) タッピング 4. 医師が必要と認める場合 (1) 末梢循環機能検査(指先容積脈波) (2) 末梢神経機能検査(手背等の温覚, 冷覚) (3) 心電図検査 (4) X線検査 (5) 聴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇入れ時</li> <li>○ 配置換時</li> <li>○ 6カ月 (さく岩機, コンクリートブレーカー等, うち1回は冬期)</li> <li>○ 1年 (タイタンバー, 研削盤, 冬期)</li> </ul>
金銭登録作業 (p.91参照)	基発第717号 (48.12.22)	1. 業務歴, 既往歴等の調査 2. 問診 肩こり, 背痛, 腕痛, 頸部の張り, 手のしびれ, 手指の痛み, 手の脱力感等の継続する自覚症状の有無 3. 視診, 触診 (1) 脊柱の変形と可動性の異常の有無, 棘突起の圧痛, 叩打痛の有無 (2) 指, 手, 腕の運動機能の異常および運動痛の有無 (3) 筋, 腱, 関節(頸, 肩, 背, 手, 指等)の圧痛, 硬結および腫脹の有無 (4) 腕神経叢の圧痛, および上肢末梢循環障害の有無 (5) 上肢の知覚異常, 筋, 腱反射の有無 4. 握力の測定 5. 視機能検査	1. 末梢循環機能検査 2. タッピング 3. 貧血の検査 4. 頸椎X線検査 5. 筋電図検査 なお, 異常者については, 精神的因子等の調査についても配慮する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇入れ時</li> <li>○ 配置換時</li> <li>○ 6カ月</li> </ul>
キーパンチ作業 (p.91参照)	基発第1106号 (39.9.22)	1. 性向検査 2. 上肢, 脊柱の形態および機能検査 3. 指機能検査 4. 視機能検査 5. 聴力検査  配置前検査の結果の推移を観察		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配置前</li> <li>○ 定期</li> </ul>

対象業務	関係通達	一次健康診断	二次健康診断	健康診断時期
重量物取扱い作業 (p.88参照) 重症心身障害者介護業務	基発第503号 (45.7.10) 基発第71号 (50.2.12)	1. 問診 腰痛に関する病歴およびその経過 2. 視触打診 姿勢異常, 脊椎の変形, 圧痛の有無, 腰筋および脊椎骨の棘突起の圧痛の有無等 3. 運動機能検査 脊椎の可動性 4. 神経学的検査 ラセーグ反射, 知覚検査等 5. 腰椎X線検査 介護業務に配置する際および医師が必要と認める場合に限る 重量物取扱い作業については必要に応じ, ステップテストその他の体力測定および運動機能検査を加える		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇入れ時</li> <li>○ 配置換時</li> <li>○ 6カ月</li> </ul>
VDT作業 (p.92参照)	「DVT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」 (2002.4.5) 基発0405001号	(1) 配置前(作業区分A) イ 業務歴の調査 ロ 既往歴および自覚症状の有無の調査 ハ 眼科学的検査 ニ 筋骨格系に関する他覚的検査 作業区分B: ニは医師が必要と認めた場合 作業区分C: 自覚症状を訴える者に必要な調査・検査を行う (2) 定期(作業区分A) イ 業務歴の調査 ロ 既往歴の調査 ハ 自覚症状の有無の調査 ニ 眼科学的検査 ホ 筋骨格系に関する検査 作業区分B: ニ, ホは医師が必要と認めた場合 作業区分C: 自覚症状を訴える者に必要な調査・検査を行う		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配置前</li> <li>○ 定期 (安衛則第44条に定める健診時)</li> </ul>

11 厚生労働省の労働衛生試験研究により試案として公表された特殊健康診断

No.	対象業務および物質名	一次健康診断項目	二次健康診断項目
1	ジニトロフェノール、ジニトロフェノール誘導体もしくはジニトロクレゾールを取り扱う業務またはそれらの粉じんを発生する場所における業務	1. 疲労感、脱力感、多汗、口渇、悪心、嘔吐 2. 結膜の検査 3. 体重測定	1. 職歴調査 2. 基礎代謝測定 3. 原因物質の血清中の濃度 4. 体温測定 5. 肝機能検査
2	ブチル錫を取り扱う業務またはそのガス蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	1. 皮膚のかゆみ、眼の痛み、全身倦怠、のどの痛み、頭痛 2. 皮膚の変化(発疹、色素沈着) 3. 尿中のウロビリノーゲン 4. 尿のオルトトルイジン試験	1. 職歴調査 2. 肝機能検査 3. 尿中の沈渣 4. 尿のオルトトルイジン試験
3	プラスチックサイジンSを取り扱う業務またはその粉じんを発生する場所における業務	1. 羞明、眼脂、流涙、胃痛、腹がはる、下痢、咳 2. 外眼部および皮膚の検査 3. 体重の測定	1. 職歴調査 2. 眼科的検査 3. 消化器系の検査 4. 胸部理学的検査またはX線写真撮影
4	二酸化窒素に曝露される業務または二酸化窒素を発生する場所における業務	1. 頭痛、不眠、咽頭痛、せき、たん、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、体重減少、便秘 2. 眼および気道粘膜の検査	1. 職歴調査 2. 胸部理学的検査またはX線写真撮影 3. 肺換気機能検査 4. その他医師の必要と認める検査
5	アクロレイン	1. 職歴調査 2. アクロレインによる急性眼症状、急性呼吸器症状、急性皮膚症状等の既往の有無 3. せき、たん、流涙、上気道刺激症状等の自覚症状の有無 4. 皮膚所見の有無	1. 作業条件調査 2. 胸部理学的検査またはX線検査
6	アンモニア	1. 職歴調査 2. アンモニアによる急性眼症状、急性呼吸器症状、急性皮膚症状等の既往の有無 3. せき、たん、流涙、上気道刺激症状、慢性扁桃炎、慢性肥厚性鼻炎等の自覚症状の有無	1. 作業条件調査 2. 胸部理学的検査またはX線検査 3. 呼吸器にかかる自覚症状のあるものに対しては閉塞性呼吸機能検査
7	一酸化炭素	1. 職歴調査 2. 一酸化炭素による3号に掲げる自覚症状の既往の有無 3. 頭重、頭痛、めまい、疲労感、けんたい感、物忘れ、あきやすい、耳鳴等の自覚症状の有無 4. 腱反射異常の有無 5. 平衡障害、共同運動障害の有無 6. 筋の易疲労性の有無	1. 作業条件調査 2. 視野および暗点の検査 3. 聴力検査 4. 前庭機能検査
8	塩化水素	1. 職歴調査 2. 塩化水素による急性眼症状、急性呼吸器症状、急性皮膚症状等の既往の有無 3. せき、たん、流涙、上気道刺激症状、歯の変化等の自覚症状の有無 4. 皮膚所見の有無	1. 作業条件調査 2. 胸部理学的検査またはX線検査
9	フェノール	1. 職歴調査 2. フェノールによる3号に掲げる自覚症状の既往の有無 3. 頭重、不眠、神経過敏、神経異常、疲労感、食欲不振、体重減少等の自覚症状の有無 4. 尿中の蛋白検査	1. 作業条件調査 2. 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 3. 肝機能検査または血液中ならびに尿中のフェノールまたはフェノール代謝産物の測定のうち医師が必要と認める検査
10	ホスゲン	1. 職歴調査 2. ホスゲンによる急性眼症状、急性呼吸器症状等の既往の有無 3. 頭痛、悪心、嘔吐、心胸部疼痛、せき、咽頭部違和感、胸部圧迫感、呼吸困難、結膜炎、角膜こん濁等の自覚症状の有無	1. 作業条件調査 2. 胸部理学的検査またはX線検査 3. 呼吸器にかかる自覚症状のあるものに対しては肺換気機能検査
11	ホルムアルデヒド	1. 職歴調査 2. ホルムアルデヒドによる急性眼症状、急性皮膚症状等の既往の有無 3. せき、たん、流涙、視力障害、胃腸症状等の自覚症状の有無 4. 皮膚所見の有無	1. 作業条件調査 2. 慢性鼻炎の有無 3. 慢性胃炎の有無 4. 胸部理学的検査またはX線検査 5. 呼吸器にかかる自覚症状のあるものに対しては閉塞性呼吸機能検査
12	アニリン	1. 職歴調査 2. アニリンによる3号に掲げる自覚症状の既往の有無 3. 頭重、頭痛、めまい、けんたい感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の自覚症状の有無 4. 尿中のウロビリノーゲンの検査	1. 作業条件調査 2. 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン、ハイツ小体等の赤血球系の血液検査 3. 尿の潜血反応 4. 肝機能検査 5. 神経精神医学的検査
13	ヒ化水素	1. 職歴調査 2. ヒ化水素による溶血性貧血等の既往の有無 3. めまい、悪心、嘔吐、動悸、息切れ、嘔声、鞏膜の黄疸、眼瞼浮腫、結膜炎、肝腫脹等の自覚症状の有無 4. 尿中のウロビリノーゲンの検査	1. 作業条件調査 2. 全血比重、赤血球数等の赤血球系の検査 3. 心電図検査、肝機能検査または血液、尿もしくは毛髪中のヒ化水素の測定のうち医師の必要と認める検査

12 その他の規則による健康診断

種類	関係法令等	一次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
採用時健康診断	人事院規則 10-4 第19条 第1項	1. 既往歴および業務歴 2. 身長、体重、視力、色覚および聴力の検査 3. 自覚症状および他覚症状の有無の検査 4. 胸部X線検査 5. 血圧の測定並びに尿中の蛋白および糖の有無の検査 (35歳未満の職員における場合を除く) 6. 胃の検査 (40歳未満の職員における場合を除く) 7. 肝機能検査 (40歳未満の職員における場合を除く)	採用時		
一般定期健康診断	人事院規則 10-4 第20条 第2項	1. 既往歴および業務歴 2. 身長、体重、視力、色覚および聴力の検査 〔健康管理医が特に必要でないとする検査の項目については、行わないことができる〕 3. 自覚症状および他覚症状の有無の検査 4. 胸部X線検査 〔結核患者、結核予防法施行規則第8条第3号に掲げる者、および医師がX線直接撮影を必要と認める者については、X線間接撮影を省略することができる〕 5. 血圧の測定並びに尿中の蛋白および糖の有無の検査 (35歳未満の職員における場合を除く) 6. 胃の検査 〔40歳未満の職員および妊娠中の女子職員における場合を除く〕 7. 肝機能検査 (40歳未満の職員における場合を除く)	1年 〔但し、1および2については3年〕	退職後5年 25条3項	有 27条 各省庁の長 ↓ 人事院 人事院様式 459
病原体によって汚染されるおそれのある場合における業務	人事院規則 10-4 第20条 第2項後段	1. 自覚症状等の検査(それぞれの病原体による自覚症状等の検査) 2. 病原体による疾病に特有な症状の検査 3. 病原体の検査(血清学的検査を含む)	6カ月	退職後5年 25条3項	有 人事院規則27条 人事院様式459
多量の高熱物体を取り扱う業務または著しく暑熱な場所における業務	同上	1. 自覚症状等の検査(吐き気、頭痛、めまい、呼吸困難、動悸、筋肉のけいれん、胃腸症状等) 2. 皮膚の検査(顔面等の毛細血管拡張、やけど等) 3. 肝機能検査 4. 尿の検査(蛋白)	同上	同上	同上
多量の低温物体を取り扱う業務または著しく寒冷な場所における業務	同上	1. 自覚症状等の検査(神経痛等) 2. 皮膚の検査(凍傷) 3. 肝機能検査 4. 尿の検査(蛋白) 5. 四肢、躯幹の機能検査	同上	同上	同上

## 12 その他の規則による健康診断 (つづき)

種類	関係法令等	一次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告義務
深夜作業を必要とする業務	人事院規則 10-4 第20条 第2項後段	1. 自覚症状等の検査 (頭痛, 胃腸障害等) 2. 血圧の測定 3. 尿の検査 (糖および蛋白)	6カ月	退職後5年 25条3項	有 人事院規則27条 人事院様式459
自動車等の運転を行う業務	同上	1. 自覚症状等の検査 (頭痛, 腰痛, 胃症状等) 2. 眼の検査 (視力, 視野等) 3. 聴器の検査 (聴力等) 4. 平衡機能の検査 5. 胃腸の検査 6. 血圧の測定 7. 上肢, 頸部および腰部の機能検査	同上	同上	同上
調理, 配せん等給食のため食品を取り扱う業務	同上	1. 自覚症状等の検査 (頭痛, 神経痛等) 2. 伝染病の検査 3. 寄生虫の検査 4. 皮膚の検査 (洗剤による皮膚の炎症) 5. 腰部の機能検査	6カ月 (但し, 2については 1カ月)	同上	同上

### その他の健康診断

特殊健康診断	じん肺健診→粉じんの項 (p.193) 参照 振動健診→振動の項 (p.152) 参照
生活習慣病健康診断	生活習慣病予防マニュアル (南山堂) 参照
精神保健健康診断	Ⅷ章 産業精神保健のすすめ方 (p.211) 参照

## 13 職業性疾病

### 13a 職場の有害因子

物理的条件	a. 異常温熱条件 (高温, 低温, 高湿, 低湿) b. 異常気圧 (高気圧, 低気圧) c. 騒音 d. 振動 (全身振動, 局所振動) e. 有害放射線 (紫外線, 赤外線, レーザー光線) f. 不良照明 g. 電離放射線 (X線, γ線, α線, β線, 中性子線)
化学的条件	有害粉じん, ヒューム ①高温の場合にじん肺を起こすもの (炭素, 鉄, カルシウム, バリウム等) ②じん肺を起こす性質が特に強いもの (遊離けい酸, 石棉等) ③肺の炎症を起こすもの (カドミウム, ベリリウム, バナジウム等) ④肺がんを起こすか, その誘因となるもの (石棉, 放射性粉じん, クロム酸, ヒ素等) ⑤肺を通して吸収され, 中毒を起こすもの (鉛, マンガン, 酸化亜鉛等)
	有害ガス, 蒸気 ①単純窒息性物質 (窒素, 炭酸ガス, メタン, エタン, プロパン等) ②化学性窒息性物質 (一酸化炭素, シアン化合物等) ③上気道刺激性物質 (アンモニア, 亜硫酸ガス, ホルムアルデヒド等)
	酸素欠乏 ①接触により皮膚, 粘膜に障害を起こすもの (酸, アルカリ, クロム, 鉱油, クロロナフタリン等) ②長期の接触により皮膚がんを起こすもの (ヒ素, タール等) ③皮膚から吸収され全身の中毒を起こすもの (パラチオン, アニリン, PCB, ベンジジン等) ④肺組織刺激性物質 (塩素, ホスゲン, 酸化窒素等) ⑤喘息を起こす物質 (ジクロロエチルエーテル, イソシアネート等) ⑥中枢神経系毒物 (アルコール, ノルマルヘキサン, トルエン, トリクロロエチレン, 二硫化炭素, 水銀等) ⑦発がん性物質 (ベンツピレン, タール等) ⑧腎臓および肝臓の毒物 (ハロゲン化炭化水素等) ⑨血液の毒物 (ベンゼン, ヒ化水素等) ※この他手指に付着した物質が, 飲食や喫煙の際に経口的に摂取されて中毒を起こす場合がある
生物的条件	a. 動物性, 植物性粉じん b. 病原微生物

### 13b 職業因子と疾病

因子	発生のされる職業	主な健康被害
ヒドラジン	化学工業	脳貧血症 (急)
ベンジジン, β-ナフチルアミン	化成品工業, 染色工業	膀胱炎 (急), 膀胱腫瘍
ゴム老防剤	ゴム製品製造, 荷役	皮膚炎
尿素化合物	化学工業	皮膚炎, 腎障害
脂肪族アミン	合成樹脂, 港湾荷役, 電気器具製造	皮膚炎, 眼炎, 気管支炎
メチルメルカプタン	化学工業, パルプ製造	失神, 眼鼻粘膜刺激, 呼吸道刺激, 嘔吐 (急)
クロロナフタリン, PCB	化学, 電線, 蓄電器, クレヨン	癌瘍, 肝障害
BHC, DDT	薬品	皮膚炎
アクリロニトリル	合成繊維	中毒 (急), 筋力低下, 肝障害
石灰窒素	製造, 使用	皮膚炎, アルコール耐性低下
トリレンジイソシアネート(TDI)	断熱工事, 化学工業, フォーム製造	喘息発作, 気管支炎, 食欲不振
ジフェニルメタン(MDI), ジイソシアネート	断熱工事	喘息発作, 気管支炎, 食欲不振 (毒性少なし)
フタロジニトリル	化学工業	てんかん様発作
アクリルアミド	合成繊維, ゴム	皮膚菲薄, 神経炎
ニトログリコール	ダイナマイト製造・使用	狭心症 (急), 血圧下降
ニッケルカルボニル	化学	肺浮腫 (急)
ビスクロロメチルエーテル	化学	肺がん
ベンゾトリクロライド	塩化ベンゾイル製造	呼吸器系がん
五塩化炭酸	薬品工業, かびどめ	癌瘍, 腎炎, 糖尿, 血圧下降, 白血球減少
塩化ビニル	塩化ビニル重合作業	指端骨溶解, 肝血管肉腫
タール, ピッチ	金属精錬, 石油精製, ガス工業	皮膚炎, がん
シリコンエステル	機械器具製造	視力障害, せき, 胸痛 (急)
プラスチック-Ⅱ	化学工業	前眼炎
高温高湿	高熱重筋作業	熱中症 (熱けいれん, 熱射病, 熱疲労はい等)
異常高圧	潜水・潜函作業	潜函病
異常低圧	航空士, 高地作業	航空病
不良照明	坑内・精密作業	眼球振盪症, 眼精疲労, 近視
紫外線	溶接作業, 海上看視作業	電光性眼炎 (急)
電離放射線	X線技師, アイソトープ作業	白内障, 生殖不能, 貧血, 白血病, 皮膚障害

13|b 職業因子と疾病 (つづき)

因子	発生のおそれのある職業	主要疾病
騒音	紙打工, 製缶工, 織布工, 地下街作業	職業性難聴
振動	削岩工, 鋸打工, 伐木造林手, トラクター運転	手指レイノー現象(白ろう病), 振動病
上肢作業	パンチャー, タイピスト, 電話交換手, 銀行員など	腱鞘炎, 頸肩腕症候群
重量物取扱い, 持続姿勢	荷役, 肥料工, 鉛版工, トラック運転, 保母	腰痛
無水けい酸	金属鉱山, 陶器, 石工, 煉瓦工, ガラス製造	けい肺
その他の無機じん	金属工業, 研磨, 鋳物, 肥料, ゴム工業など	じん肺(セメント肺, 炭肺, アルミ肺, タルク肺など)
アスベスト	石綿織工業, 自動車修理	アスベスト肺, 肺がん, 中皮腫
米杉	建具工業	喘息
無機鉛	鉛顔料, 印刷, 電線, 蓄電池, 鉛工	貧血, 神経炎
有機鉛	ガンソリン製造・使用・輸送	神経障害(急性ないし亜急性中毒)
無機水銀	食塩電解, 計器, 薬品, 電光ニュース, 農薬	手のふるえ, 口内炎, 下痢, 腎炎
有機水銀	化学, 農薬	皮膚障害, 中枢神経障害
クロム, ニッケル	化学, メッキ, 顔料, 触媒	皮膚潰瘍, 鼻中隔穿孔, 湿疹, 呼吸器系がん
カドミウム	化学	腎障害, 肺の変化
バナジウム	重油ボイラー清掃	眼障害, 呼吸器障害(急)
ベリリウム	陶磁器製造, 化学工業	気管支炎, 皮膚・肺の変化
マンガン	鉱山, 蓄電池	パーキンソニスムス
有機スズ	製造, 合成樹脂	皮膚炎(急), 肝障害
亜鉛	鋳物, メタリコン, 溶接	金属熱(急), 糖代謝障害
亜セレン酸	セレン化学精製, 色ガラス, 整流器	爪の炎症(急), 肺炎(急), 肝障害
黄リン	リンおよびリン酸製造	顎骨壊疽
有機リン	農薬工業, 農薬	縮瞳, 流涎, 神経障害, コリンエステラーゼ阻害
ヒ素	亜ヒ酸製造, 銅精錬	皮膚角化症, 黒皮症, 肝障害, 鼻中隔穿孔, 肺がん, 皮膚がん
青酸	メッキ, 薬品, 化学	中毒(急)
一酸化炭素	ガス工業, ガス配管, 硫安, 石油, 石灰, 炉作業	内窒息(急), 中枢神経障害
酸素欠乏	化学, 隧道掘削, 地下作業, 醸造・サイロ作業, 清掃業	呼吸困難(急), けいれん(急)
亜硫酸ガス	酸工業, 製紙工業, 炉作業	呼吸道刺激(急), 胃障害, 歯牙酸食症
酸化窒素	酸工業	呼吸道刺激(急), 歯牙酸食症
ホスゲン	化学工業, 感光紙製造, 建設業	肺水腫(急)
ハロゲンガス	ソーダ, 薬品, 過リン酸, アルミニウム	眼炎, 呼吸道刺激(急), 酸食症, 皮膚炎, 骨の変化
オゾン	電機工業	中毒(急)
硫化水素	レーヨン, セロハン, 硫黄, 尿処理	中毒(急), 皮膚炎, 平衡障害
二硫化炭素	レーヨン, セロハン, ゴム	中毒(急), 精神病, 神経炎, 血管障害, 腎障害
鉱酸, 有機酸	酸工業, 化学工業	気管支炎(急), 皮膚炎, 酸食症
ジメチル硫酸	フィルム製造, 化学工業	眼および呼吸道刺激(急), 皮膚炎
フェノール	化学工業, 設備工業	皮膚炎
クレオソート	石炭製品製造, 建設業, 電気工事	皮膚炎, 発疹
硫酸カリウム	金属製品製造	発疹
苛性アルカリ	化学工業, 金属工業, 紡績, 食品	皮膚炎, 眼炎, 呼吸道刺激
ベンゼン	製造, 使用とくに塗装	貧血, 白血球減少, 出血傾向, 白血病
ノルマルヘキサン	印刷	多発性神経炎
脂肪族ハロゲン化炭化水素	製造, 塗装, 脱脂	麻酔(急), 白血球減少, 肝障害ときに腎障害, 神経障害
エーテル, アルコール	薬品, 精密機械	麻酔(急), 皮膚障害ときに視力障害
ホルムアルデヒド	合成樹脂, 薬品	皮膚炎, 肝炎, 呼吸道刺激
中性洗剤	びん洗浄	爪・指の炎症・変形
芳香族ニトロアミド化合物	化成品, 写真現像, 化学	チアノーゼ(急), 貧血, アレルギー性皮膚炎

(久保田重孝:新労働衛生ハンドブック, 労働科学研究所, 1980より一部改変)

13|c 作業関連疾患

提唱	作業関連疾患 work-related diseases は, 1976年第29回WHO総会で提唱され, 1982年WHOの専門委員会で報告書にまとめられた
定義	職業性因子のみに内来する職業病と異なり, 一般人口にもみられる多原因性の病気 ①その発病原因の1つに職業性因子のあるもの ②職業性因子が原因にはならないが, 増悪・促進の原因となるもの
主な疾患	①循環器疾患(高血圧, 虚血性心疾患) ②脳血管疾患(脳梗塞, 脳出血, クモ膜下出血) (過労死) ③高脂血症 ④肝疾患 ⑤慢性非特異性呼吸器疾患(慢性気管支炎, 肺気腫, 喘息) ⑥糖尿病 ⑦ストレス関連疾患(うつ病, 神経症, 職場不適応症, 胃潰瘍, 過敏性大腸等, 下記参照) ⑧筋骨格系疾患(腰痛, 頸肩腕症, 手根管症候群) ⑨突然死(過労死)
ストレス関連疾患	作業関連疾患の一つで次のものが挙げられている ①胃・十二指腸潰瘍 ⑨甲状腺機能亢進症 ⑰頸肩腕症候群 ⑳膀胱神経症 ②潰瘍性大腸炎 ⑱神経性食欲不振症 ⑱原発性緑内障 ㉑神経症 ③過敏性腸症候群 ⑲片頭痛 ⑲メニエール症候群 ㉒不眠症 ④神経性嘔吐 ⑳筋緊張性頭痛 ㉒円形脱毛症 ㉓自律神経失調症 ⑤本態性高血圧症 ㉑鬱症 ㉒インポテンツ ㉓神経症的抑うつ状態 ⑥神経性狭心症 ㉒慢性斜頸 ㉒更年期障害 ㉔反応性うつ病 ⑦過換気症候群 ㉑関節リウマチ ㉒心臓神経症 ㉕その他 ⑧気管支喘息 ㉑腰痛症 ㉒胃腸神経症 (神経性〇〇症と診断されたもの)
過労死	1980年代にわが国で多忙と働きすぎの人に突然死が多くみられ, これを社会・労働背景を重視した社会医学的概念. 突然死の社会的誘因や補償なども含め考えるもの. 国際的にもKaroshiで通用する (p.247参照)
背景	①疾病措置の変化(感染症から生活習慣病・神経疾患へ) ②人々の価値感の変化(物から心へ) ③高齢化 ④変形労働化 ⑤産業構造の変化(第三次産業の拡大) ⑥作業態様の変化(全身労働から, 局所労働・メンタル労働へ) 新しい健康管理の必要が求められてきたことによる
対策	①健康保持増進対策 (THP) ②快適職場形成 ③定期健診項目の生活習慣病項目の追加 ④労働時間の短縮などの過重労働対策 ⑤メンタルヘルス対策・生活習慣病対策の充実
労災認定	作業関連疾患のうち, 一部のものが対象となる ①脳・心臓疾患(脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について, 平成13年12月12日基発第1063号) ②心理的負荷による精神障害等(心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について, 平成11年9月14日, 基発第544号)

13|d 職業性災害および疾患と業務上疾病の関係

業務上の分類	内容	原因因子	業務上の分類
災害	補償の対象となる公傷 公傷の後遺症 災害性中毒 補償の対象とならない負傷	職業性因子	業務上負傷 業務上疾病 業務外負傷 業務上疾病 業務外疾病
職業病	補償の対象となる職業病 補償の対象とならない職業病		業務上負傷 業務上疾病 業務外疾病
作業関連疾患	補償の対象となるもの 補償の対象とならないもの		業務上負傷 業務上疾病 業務外疾病
一般私病	私傷病	非職業性	業務外疾病